

死亡災害事例

- 1 発生日時 令和5年12月12日(火曜日)午後3時ごろ
- 2 発生場所 長岡市内
- 3 業種 解体工事業
- 4 現場労働者数 5人
- 5 元請・下請の別 下請
- 6 発注者 民間
- 7 被災状況 1名死亡
- 8 災害発生状況

解体用つかみ機の例

(厚生労働省HPパンフレットより出典)

木造二階建て家屋解体工事において、被災者は二階で解体したボード類をフレコンバックに詰め、搬出する準備を行っていたが、解体用つかみ機(以下、「重機」)の操作を運転者が開始したので、つり上げて地上に下すため、アーム先端のアタッチメントにつりひもをかけようとしていたところ、運転者が運転席から身を乗り出した際にアームが突然旋回してしまい、被災者はアームと建築物躯体の間に頭部を挟まれた。

本件災害の原因に関しては現在調査中である。

9 再発防止対策のポイント

- (1) 重機の運転・操作については、当該機械の種類、能力に対応した有資格者が行うよう作業管理を徹底する。
- (2) 重機のアーム等と接触することにより危険が生じるおそれのある箇所に労働者が立ち入る作業は、できる限り避け、やむを得ず行う場合は誘導者を配置する。
- (3) 重機のアタッチメントに、荷のつりひもをかけてつり上げる行為は、つりひもがアタッチメントから外れて荷が落下する危険が高いため禁止する。
- (4) 重機の不意の稼働を防止するため、次の事項を徹底する。

重機運転者が運転席で立ち上がって、作業場所の状況を確認する必要がある場合、安全誘導者を配置する。

やむを得ず、運転席で立ち上がる場合、セーフティレバーを引いて操作レバーの無効化を図る。

重機操作者は、裾やポケット等着衣の一部が操作レバーに引っ掛かることがないような服装で操作する。